

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 4 回定例
5 月 25 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 5 月 25 日に教育委員会第 4 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 5 月 25 日（水） 開会 13 時 30 分
閉会 16 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
小野田 裕 之 教育政策課長
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
太 田 修 司 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
神 田 不 二 彦 高校教育課指導監
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 静岡教育事務所長
山 本 裕 祥 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長

4 その他

(1) 第 9 号議案は、原案が改められ、可決された。

(2) 報告事項 1、2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

4 月 4 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので

朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 9 号議案及び配付報告 2 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 9 号議案及び配付報告 2 は非公開とする。

<非>第 9 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

(会議の公開)

- 教 育 長： ここで会議を公開とする。

報告事項 1 通報制度の運用状況

- 教 育 長： 報告事項 1 「通報制度の運用状況」について、北川教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 溝 口 委 員： 教職員倫理ヘルプラインがあることでセーフティーネットになっていることは分かった。不適切な指導に関しては効果的であると思うが、わいせつ案件については機能していないのではないか。通報件数は 4 件あるが措置状況があがっていない。懲戒案件がこれだけ多い中、教育委員としてギャップを感じる。このあたりに関して、通報先自体が警察等にシフトして傾向が変化してきたとみるのか、セクハラ・わいせつやいじめについては制度の機能としては弱い部分かと思う。いじめやわいせつについて別のホットラインがあるのか。
- 教育総務課長： 各学校にはセクハラ相談員を設置して、訴えや情報は吸い上げるようにしている。ヘルプラインにセクハラ・わいせつの通報件数があがっていないことであるが、倫理 110 番は保護者からの通報が多く、内容としては子どもに対する先生の対応の相談が多い。倫理 110 番でわいせつの案件があがってくることは少ない。教職員倫理ヘルプラインでセクハラ・わいせつ案件の悩みを受け入れやすい体制の改善や広報を考えていく。
- 溝 口 委 員： セクハラ担当職員を各学校に設置してもそこに訴えや相談が届かないというのは、管理者の責任なのか、システムの欠陥なのか。倫理 110 番を見ると通報件数 4 件、調査対象 2 件で措置もされていない。教職員のセクハラ・わいせつの再発防止に向けて、軽微なうちに初動で

きる取組が必要だと思う。一方、生徒以外の通報件数があるが、取り上げられているのかという懸念がある。わいせつの件に関しては、懲戒処分件数が増えているので、倫理110番のハードルが高く、警察へ通報されていると捉えた方がいいのではないか。

教育総務課長： その数値に関して正確に把握していないが、溝口委員の御指摘のとおり、早期の軽微なレベルで電話したり相談できるようになれば、前段の議案のように重大な案件にならない可能性もあるので、検討していく。

加藤委員： この3年間で体罰の件数が大幅に減少している。表だけ見るといい数字と思うが、体罰の通報が減っているのはどういった状況なのか、電話の実態を知りたい。一方で不適切な指導・暴言が急激に増えている。不適切な発言は授業中に言っているのか、部活で言われているのか数字だけだとわからない。どういった場面でどういったことが行われているのかわかると対策も講じやすいと思うので、どのような状況かわかるか。

教育総務課長： 不適切な指導・暴言であるが、教室内や部活動でもある。個々の対応は、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課において個々に対応している。

加藤委員： 平成27年度に47件とあるが、どのような訴えがあったのか教えてほしい。

教育監： この教職員倫理ヘルプラインや教職員倫理110番にはわいせつ案件だけでなく様々な相談が寄せられるが、相談窓口が広いのは学校に配置しているスクールカウンセラーだと思う。スクールカウンセラーは2万件近い相談を受けており、その半分近くは保護者からの相談となる。相談内容としては子どもの勉強や友達関係、教職員との関係がある。また、体罰についてであるが、学校でアンケートをとっており、全ての学校で事前に状況把握を行っている状況である。大阪の事件以降、体罰件数は減っている状況にある。3つ目として、不適切な指導・暴言とあるが、特別な支援を要する子どもや障害者に対する差別についての相談や苦情も出てきている現状がある。

加藤委員： 特別支援学校が充実することによって、特別な支援を要する子ども達に対する差別とか暴言は逆に減ったと思った。

教育監： ある意味ナーバスになっている部分もあるかと思うが、その部分の相談は増える傾向にあると考えている。

教育総務課長： 不適切な指導・暴言の例であるが、「児童に対し感情に任せてヒステリックに怒りきつい言葉を浴びせかけた」「生徒のプライバシーに関わることについて他の生徒の前で聞いた」「部活動顧問の暴言がひどい」「担任の言動や態度が生徒を馬鹿にした感じがする」といった意見があがっている。

加藤委員： 教師の品位にかかる問題である。世の中全体的に品位が下がっている傾向があるかもしれないが、相手を傷つけて問題解決できることはない。言葉の選び方を学ぶところが教職員であるし、人と人との関係で

ある。非難される教職員がいるとすれば気をつけてほしい。

興 委 員： 教職員倫理ヘルプラインは、通報者は県立学校等職員が対象というのはどういった意味か。

教育総務課長： ヘルプラインは内部通報制度なので、通報者と被通報者は同じとなる。

興 委 員： 通報者は県立学校等職員ということか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 2の処理状況であるが、通報件数 127 件のうち調査件数は 56 件となっている。71 件は意見、相談、所管外、対象外となっているが、3ページの4ポツになって 127 件の概観がある。所管外や対象外とはどういった意味か。

教育総務課長： 私立学校の相談や政令市の案件となる。相談や意見を言うだけという場合も件数にカウントしている。

興 委 員： 127 件の内訳には私立学校も含まれるのか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 私立や政令市の案件も解析としてあってよいと思うが、言及がないのはなぜか。

教育総務課長： 電話を取った人間が個々の案件について全て話を聞いてしまう場合もあるだろうし、話の冒頭で私立や政令市を所管する部署を照会する場合もある。

興 委 員： 県へ相談のあった案件はそれぞれの所管する部署へ伝達されているのか。

教育総務課長： 話を全て確認した場合、例えば浜松市にこの内容を伝えていいか、伺った上で伝達している場合もある。

興 委 員： 必ず連絡はしていると理解してよいか。

教育総務課長： 連絡されては困るという場合は伝達しない。

興 委 員： 連絡しては困るということもわかるが、県に相談がくるのはどういった背景があるのか。

教育総務課長： その背景まで把握していない。

教 育 監： 話を聞いてくれればそれでいいという方は多い。

興 委 員： このスキームとして、具体の適用にあたり、本人に照会することなく、関係部署に伝えるということによいのではないか。制度の運用のあり方が通知されていないとすれば、確認行為をしなければならないかもしれない、が。仮に素晴らしい指摘があったとしても、運用の結果として、県教育委員会が調査の対象にしないのでは、そこから発展する貴重なものが顕在化しないことにもなるから、もったいないと思う。工夫を求めたい。

溝 口 委 員： 投書はカウントされるのか。

教 育 監： カウントされる。

斉 藤 委 員： ここ5年間 120 件程度で推移しているが、その内、管轄外を除くと 56 件しかなく、1 週間に 1 件程度となるので職員に認知周知されてい

るのか疑問である。スクールカウンセラーが2万件の相談を受けているので、そこを充実させれば良いと思うので、この制度の意味に疑問を感じる。この相談窓口はどの部署になるのか。

教育総務課長： 教育総務課となる。斉藤委員の御指摘のとおり、何かあった時にまずヘルプラインに相談してみようという状況になっていないので、工夫の必要性を感じている。

加藤委員： 増えたらまた別の心配が増えてしまうが、特に日本人の性格は内省的で、相手が悪いと考える人は少数派である。国民性を考えてあがってきた相談については丁寧に対応するしかない。スクールカウンセラーには相談するがヘルプラインには相談しないのはなぜなのか。スクールカウンセラーにアンケートをとってそれを反映させる必要があるのではないか。

教育総務課長： スクールカウンセラーの人となりが分かっているので相談しやすいということがあると思う。

加藤委員： スクールカウンセラーとして誰が何を言ってきたということは言えないが、例えば一般的に学校からこのような指摘が多くあがってきているということ、教育委員会に持ち込んでほしいと思う。

斉藤委員： スクールカウンセラーが受けた2万件の内容は守秘義務があるから伝わってこないということか。

教育監： スクールカウンセラーにあがってくる悩みは、子どもの勉強や友達関係、性の悩み等非常に多岐にわたる。その中には教員に対することの相談も含まれる。基本的に守秘義務はあるが、スクールカウンセラーが受けた相談は学校の中で共有するので各学校において相談内容は把握している。

斉藤委員： スクールカウンセラーが校長や教頭に報告しないということは考えられないか。

教育監： それはない。

教育長： 件数としては120件程度だが、同じ人間が何度も通報してくるケースもあるのではないかと思うがどうか。

教育総務課長： この窓口だけで全て解決できるわけではない。スクールカウンセラーのように顔が見える方が相談しやすい場合もあるし、そうでない場合もあるので、様々な窓口があった方がよい。

教育長： 肝心の相談を汲み取ることができないと困る。そのために例えば自殺に追い込まれることがあってはならない。

渡邊委員： 子ども達の問題行動のように悩みがはっきりしている時にはスクールカウンセラーが相談しやすく、担任の先生にアポイントもとりやすい。一方、学校に対する漠然とした悩みや不満で誰に相談したらいいか分からない案件をすくっているのがヘルプラインや倫理110番ではないかと思う。コンプライアンス委員会に出席すると先生方が相談するところが無いということがあがってくる。相談窓口も今回設置されたようだが、日頃の業務などで言い出しにくいことを言える窓口がある

ということを、もっと周知できれば未然に防げることも増えるのではないか。例えば市役所のトイレ等にも「困った時はここへ相談」などの張り紙があったりするので、机の隅など目の届くところへ連絡先を置いておくような工夫も有効だと思う。

興 委 員： 127 件のうち 56 件を調査したが、県教育委員会事務局として具体的な行動につながったのか。

教育総務課長： 表中の措置状況に上がっている懲戒処分 1 件、指導措置 2 件、所属長からの指導 23 件が具体的な行動である。

興 委 員： 一般県民からみれば教職員倫理 110 番や様々な意見を言う機会はあるかと思うが、他の都道府県のホームページを閲覧していると、そういった事案が報告されて審議の対象となっている案件もある。静岡県教育委員会として類型パターンがあがっているが、多様な意見を吸い上げることも県教育委員会の行うべきことのひとつにつながってくる可能性があると思う。県のあり方行政検討会でも県教育委員会にあがったような事案がなかった。2 年以上教育委員を務めているが、具体的にあがってくる意見に接していない。事務局内で処理することも重要だが、処分に生かされるかたちでつながってくるとしたら、教育委員会としても重要なツールとして位置づける必要があるのではないかと思う。加えてこのような定例会や各種委員会が広く社会に理解されていくことが重要である。公開案件で新聞記者はオブザーブしていても一般県民には全く何もない。会議の機会の情報を周知してもなかなかおいでにならないと思うが、そうであるならば、議事内容を分かり易くアピールできるようホームページの工夫があるべきかと思うので、「見える化」の努力を事務局として心がけてほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

報告事項 2 平成 27 年度教職員の健康診断結果及び休職者等の状況

教 育 長： 報告事項 2 「平成 27 年度教職員の健康診断結果及び休職者等の状況」について、南谷福利課長より説明願う。

福 利 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 50 歳代男性が精神疾患になる割合が高いのは中間管理職から管理職になるかどうかという世代で、病みやすい年代ではないかと思う。プライドもあり外部に相談できないのではないかと思うので、ターゲットを決めて研修するなど、フォローアップできる体制を充実させる必要があるのではないか。また、20 歳台女性の精神疾患が多いという報告で、教職員だから精神疾患に陥りやすいのか分からないが、様々なリスク要因があると思う。結婚、恋愛、わいせつや、経験不足による生徒や保護者からの重圧への配慮はカウンセリングだけでなく、チュ

ーター制度などフォローアップの仕方を検討すべきではないか。現場の取組としてはどのような状況なのか。

福 利 課 長： 20 歳代職員の精神疾患について、民間における同様のデータがないので、知事部局職員と文部科学省の全国の教員を対象とした調査との比較となるが、知事部局職員の精神疾患による 30 日以上のお休みを取る職員は 40 歳代が最も多く、50 歳代、30 歳代、20 歳代となる。文部科学省の 80 数万人を対象とする全国調査で、30 歳代、40 歳代、50 歳代については 0.64 パーセントから 0.62 パーセントの比率で精神疾患が発生しており、20 歳代については 0.49 パーセントである。いずれにおいても 20 歳代の比率は低いという結果となっている。県教育委員会における 20 歳代のフォロー体制であるが、教職員サポート事業では経験 2 年目の職員を対象に悉皆訪問をして面談をしている。また、経験 4 年目の職員にも悉皆のメンタルヘルス研修を実施している。固有要因の分析であるが、20 歳代 52 人に対し全員には調査できなかったが、14 人が復職時に行う福利課主催の健康審査会判定会議で審議した。その内、7 人が「自分から他の職員へコミュニケーションをとることが苦手である」「人間関係づくりに戸惑っている」「限られた職員としか話ができない」「相談できる人がいなかった」と答えている。一方、14 人中 7 人が「まじめで誠実」「責任感が強い」「与えられた業務は全うしたい」「適当なところで妥協することができない」と答えている。さらに新規採用及び異動後 1 年以内、または発症年度や前年度に結婚したなど環境が大きく変化した職員が 14 人中 7 人いる。次に多い要因としては「生徒指導の悩みや迷いがあった」「授業がうまくいかない」「指導方法がよく分からない」と答えた職員が 6 人いる。また、「部活、教材研究で多忙を極めた」というのが 5 人いる。これらが保健師が分析している主な要因である。

教 育 監： 福利課の観点ではそのようになるが、この報告で見えてこないのは人事の観点からの要因となる。異動や結婚、分掌配置や校内の体制の問題も要因としてある。また、校種別でみると中学校の女性の比率が高い。特別休暇の調査として再発者が 10 パーセント減っているが、この中には退職者が含まれている。

溝 口 委 員： 退職者について、大学で学生をみていると、大卒民間採用 4 年目までに辞めてしまう傾向が高い。説明の合った理由は、本当は辞めてしまう人たちの理由で、教職員は周りからの期待値も高く公務員であるがゆえに転職しにくい状況があるのではないかと。辞める選択肢を取れることは転換できるということではないかと思う。

教 育 監： そういった退職者の中にはいるが、ほとんどは疲れ果てて辞めている。

溝 口 委 員： 疲れ果ててしまう前に転職できればいいと思う。民間では合わなければすぐに辞めてしまう。教員の文化として言い難い環境があるのではないかと。フォローアップとして研修で慣れていくということもあるが、逆に負担となっているのではないかと。6 か月や 1 年間の仮採用期間中

に適性を見極めていくなど、研修によるフォローアップとは別の方策も考えていく必要があるのではないか。

加藤委員： 中1ギャップがあるように社会人ギャップもある。民間会社にいた経験から、男性の社会人ギャップと女性の社会人ギャップは性質が異なると感じている。男性は鈍感で、女性は必死で周囲に合わせようとする。女性は責任を持たせて仕事を与えると、編集の締め切りに間に合わせようと土日返上で頑張ってしまう、疲れきってしまう。県民性もあるかと思うが静岡県の女性は頑張り屋が多い印象である。一方、溝口委員が指摘した20歳代と50歳代は、我々が審議する懲戒処分案件でも多い世代となる。20歳代は被害者として多く、50歳代は加害者として多い。不祥事を起こす背景として精神疾患との関連性もあり、ストレス対応ができなくなったところで発生しているのではないかと考える。50歳代の職員はベテランだからフォローは必要ないというのではなく、定年退職を間近に控えた職員が目標をもって職務にあたるよう指導してほしい。また、女性職員が頑張りすぎず、気に入らないことがあれば不満を言えるような職場環境づくりに努めてほしい。

教育長： 50歳代の絶対数は他の年代に比して2倍程度ある。本年、東部、中部、西部の開設した教職員サポートルームと20歳代のケアについて教育監から説明願う。

教育監： 20歳代で精神疾患にかかる職員には教員だけでなく行政職員も含まれている。教員以外の職員のケアをどうするかは、福利課や人事の観点からトータルで検証していく。6月3日にコンプライアンス委員会が開催されるが、教職員のカウンセリングに関わってきた藁科氏や、教職員サポートルームで東部、中部、西部に1名ずつ配置しているカウンセラーからは中部地区の藤田氏に御参加いただきスタート後の現状を報告してもらおう。コンプライアンス委員会の中でトータルに検討し施策に生かしていければと考えている。

興委員： 20歳代女性について、民間や知事部局等との比較報告があったが、教育コミュニティとしての特殊性はあろうかと思う。今後は同様の他県の状況と比較し、本県の状況を確認する視点で心がけてほしい。

福利課長： 文部科学省の全国調査では20歳代が年代別比率では最も低いと報告した。

興委員： 本県の20歳代の比率が極めて高いとすると、人事上の問題も含めて検証する必要がある。採用した教職員に対して教育委員会としては責任があると思う。有意な職員として活動してもらうことは我々の責務である。また、50歳代についてであるが、40歳代の0.58パーセントと50歳代の0.71パーセントには有意な差があると思う。50歳代になると将来の人生設計等様々な問題が顕在化してくるので、そのケアを含めて、この調査結果を生かして行政に反映するようにして、教育委員会に報告し、その適宜を審議にかけていくことになれば、実りある審議となると考える。

- 溝口委員： 「(3)年代別・性別の状況(精神疾患)」の表は今後の取組を考えていく上で重要なデータだと思うが、校種別や役職別の細かいデータはあるか。
- 福利課長： ある。
- 溝口委員： 20歳代女性の小学校、中学校、高等学校の割合に差はあるか。
- 福利課長： 小学校1.47パーセント、中学校2.71パーセント、高等学校2.16パーセント、特別支援学校0.77パーセントである。
- 加藤委員： この分析を教育委員会事務局が行うのは大変ではないか。日々の行政業務に追われる中で、研究に費やす時間は無いと思うので、常葉大学や静岡大学の教育学部に研究してもらい教育委員会にフィードバックしてもらおう方がよいと思う。
- 溝口委員： 中学校の比率が高いのは他とは違うリスク因子があると思うので、顕在化して対策に生かしてほしい。
- 福利課長： 任命権者において一義的に対応していくことになる。また場合によっては第三者の意見を聞いて対応していく。
- 興委員： 加藤委員が提案した案に付け加えて、教育委員会での取組が難しいのであれば、常設的なかたちで専門家に見てもらい、そこから検証されたことを施策に反映させる仕組みを考えていくことが必要なのかどうかの判断を急ぐべきではないかと考える。
- 溝口委員： 過去に自殺した事案があり、その教訓は生かさなければならない。
- 教育監： 現状、調査分析ができるだけの情報が集まっているかどうか分からない。健康診査会についても現場の学校長や市町教育委員会との構造上の問題がある。ストレスの要因が学校にある場合もある。今回の教職員サポートルームは今までとは違ったサポートする窓口となるので、今までとは違ったデータ分析や対応ができると思う。
- 加藤委員： 定点観測として毎回同じ調査を行うことに意味がある。定点観測で疑問が生じたことを更に深めた調査をしたいので、各大学に将来的に職場となる教育現場を調査研究する必要はある。
- 教育監： 御指摘のように各大学は興味関心を持っている。
- 教育長： 他に意見は無いか。
- 全委員： (特になし)
- 教育長： 報告事項2を了承する。
- 教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成28年度第4回教育委員会定例会を閉会とする。